



茨城労働局発表
平成24年11月14日

担 当	職業安定部職業対策課		
	課長	郡司 隆	
	課長補佐	津賀 七郎	
	電話	029 (224) 6219	

平成24年 障害者雇用状況の集計結果

～民間企業の実雇用率は1.59%～

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は1.8%）以上の障害者を雇うことを義務付けており、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について報告を求めています。

茨城労働局では、このほど、平成24年6月1日現在における同報告の集計結果を取りまとめましたので、その結果を公表します。

なお、法定雇用率は平成25年4月1日に改定することとしています（民間企業の場合は1.8%→2.0%）。

【集計結果の主なポイント】

【民間企業】（法定雇用率1.8%）

- ・ 雇用障害者数は4,061.5人（前年比4.9%、191.5人増加） → 過去最高を更新
- ・ 実雇用率は1.59% → 前年より0.05%増加
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は51.4% → 前年より3.8ポイント上昇

【公的機関等】（同2.1%、都道府県の教育委員会は2.0%）

- ・ 茨城県の機関：雇用障害者数 143.5人、実雇用率2.15%
- ・ 茨城県教育委員会：雇用障害者数 321.5人、実雇用率1.93%
→雇用障害者数及び実雇用率のいずれも前年を上回った。
- ・ 市町村等：雇用障害者数 500.0人、実雇用率2.29%

【独立行政法人など】（同2.1%）

- ・ 雇用障害者数 569.0人、実雇用率2.38%

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

（1）雇用されている障害者の数、実雇用率

（別添第1表）

- ① 民間企業（56人以上規模の企業：法定雇用率1.8%）において雇用されている障害者の数は4,061.5人で、前年より4.9%（191.5人）増加した。
- ② 雇用者のうち、身体障害者は2,973人（対前年比2.3%増）、知的障害者は923人（同8.8%増）、精神障害者は165.5人（同42%増）と、精神障害者が大きく増加した。
- ③ 実雇用率は1.59%（前年は1.54%）、法定雇用率達成企業の割合は51.4%（同47.6%）であった。

（2）企業規模別の状況

（別添第2表）

- ① 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、56～100人未満規模企業で434.5人、100～300人未満規模企業で1211.0人、300～500人未満規模企業で560.0人、500～1000人未満規模企業で513.0人、1000人以上規模企業で1343.0人であった。
- ② 実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.59%）と比較すると
→500～1,000人未満規模企業（1.83%）、同1,000人以上（1.79%）については上回った。
→100～300人未満規模企業（1.52%）、同300～500人未満（1.51%）、同56～100人未満（1.20%）については下回った。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合は、民間企業全体の達成企業の割合（51.4%）と比較すると、
→500～1,000人未満企業（67.4%）、同1,000人以上（52.9%）、同300～500人未満（52.7%）、100～300人未満（52.0%）については上回った。
→56～100人未満規模企業（48.9%）については下回った。

(3) 産業別の状況

(別添第3表)

- ① 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」が、7.0人、「建設業」が33.0人、「製造業」が1,486.5人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が7.0人、「情報通信業」が127.0人、「運輸業、郵便業」が233.0人、「卸売業、小売業」が802.0人、「金融業、保険業」が183.5人、「不動産業、物品賃貸業」が23.5人、「学術研究、専門・技術サービス業」が33.0人、「宿泊業、飲食サービス業」が38.0人、「生活関連サービス業、娯楽業」が79.0人、「教育、学習支援業」が32.0人、「医療、福祉」が617.0人、「複合サービス業」が82.5人、サービス業が277.5人であった。
- ② 実雇用率は、民間企業全体の実雇用率(1.59%)と比較すると、「農、林、漁業」(2.92%)、「製造業」(1.81%)、「金融業、保険業」(1.66%)では、それぞれ上回った。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合は、民間企業全体の達成企業の割合(51.4%)と比較すると、「農・林・漁業」(100.0%)、「建設業」(53.8%)、「製造業」(57.3%)、「教育、学習支援業」(62.5%)「医療・福祉」(59.1%)では、それぞれ上回った。

(4) 法定雇用率未達成企業の状況

(別添第4表)

- ① 法定雇用率未達成企業のうち、不足数が0.5人から1人である企業(1人不足企業)が、69.1%と過半数を占めている(1人不足企業のうち300人未満の企業が、96.0%を占める)。
- ② 法定雇用率未達成企業のうち、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が、60.9%を占めている。

2 地方公共団体及び独立行政法人等における在職状況

地方公共団体及び独立行政法人等については、民間企業に率先垂範して障害者の雇用を推進すべき立場にあるため、平成 18 年より雇用状況について発表を行っている（別添第 5～8 表）が、下表は、そのうち未達成機関を抜粋したものである。

法定雇用率未達成機関	
地方公共団体等	独立行政法人等
茨城県警察本部 茨城県教育委員会 北茨城市役所	独立行政法人 防災科学技術研究所

(1) 茨城県の機関（法定雇用率 2.1%） (別添第 5 表)

茨城県の機関（知事部局・病院局・企業局・警察本部）に在職している障害者の数は 143.5 人で、前年と同数であり、実雇用率は 2.15%と、前年に比べ 0.01 ポイント低下した。

茨城県警察本部は未達成。

(2) 茨城県教育委員会（法定雇用率 2.0%） (別添第 6 表)

茨城県教育委員会に在職している障害者の数は 321.5 人で、前年より 36.5%（86.0 人）増加しており、実雇用率は 1.93%と、前年に比べ 0.52 ポイント上昇しているものの、法定雇用率は未達成。

(3) 市町村の機関（法定雇用率 2.1%） (別添第 7 表)

市町村の機関に在職している障害者の数は 500.0 人で前年より 4.0%（21.0 人）減少しており、実雇用率は 2.29%と、前年に比べ 0.04 ポイント低下した。

56 機関中 53 機関が達成。3 市が未達成であったが、平成 24 年 11 月 9 日現在で 2 市が達成となった。

(4) 独立行政法人等（法定雇用率 2.1%） (別添第 8 表)

独立行政法人等に雇用されている障害者の数は 569.0 人で前年より 1.5%（8.5 人）増加しており、実雇用率は、2.38%と、前年に比べ 0.02 ポイント上昇した。

17 機関中 16 機関が達成。

◎ 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあつては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	1.69	0.04	46.8	1.5	35,694	76,308
北海道	1.78	0.05	50.1	1.4	1,388	2,772
青森	1.70	0.03	47.5	0.7	347	731
岩手	1.79	0.02	52.2	0.6	404	774
宮城	1.63	0.03	46.4	0.4	540	1,164
秋田	1.56	0.03	51.3	0.5	298	581
山形	1.64	0.09	52.4	2.3	398	759
福島	1.64	0.05	48.4	1.6	522	1,079
茨城	1.59	0.05	51.4	3.8	617	1,200
栃木	1.59	0.00	49.5	△0.2	462	933
群馬	1.59	0.04	47.8	1.4	537	1,123
埼玉	1.62	0.11	43.9	4.9	1,022	2,330
千葉	1.63	0.06	48.9	2.8	870	1,779
東京	1.66	0.05	33.7	1.5	5,416	16,062
神奈川	1.63	0.07	45.1	2.7	1,657	3,673
新潟	1.59	0.05	47.6	1.5	690	1,451
富山	1.71	0.06	57.3	2.6	488	851
石川	1.57	0.01	52.6	0.2	427	812
福井	2.27	0.08	55.6	0.5	311	559
山梨	1.69	0.00	52.7	4.0	238	452
長野	1.83	0.01	60.9	3.9	787	1,293
岐阜	1.70	0.05	52.9	0.7	628	1,187
静岡	1.65	0.04	48.9	2.9	1,122	2,294
愛知	1.61	0.02	43.8	1.0	2,132	4,872
三重	1.57	0.06	50.2	0.8	440	877
滋賀	1.78	0.18	54.7	4.3	345	631
京都	1.80	0.02	49.7	1.6	714	1,438
大阪	1.69	0.06	44.9	1.1	2,817	6,273
兵庫	1.79	0.07	54.0	1.7	1,456	2,698
奈良	2.15	0.07	59.3	4.2	270	455
和歌山	1.89	0.07	60.6	1.7	286	472
鳥取	1.80	0.02	56.6	0.2	205	362
島根	1.88	0.04	62.3	△0.3	282	453
岡山	1.82	0.08	49.8	△0.3	583	1,171
広島	1.78	0.01	48.5	△0.6	882	1,820
山口	2.28	0.04	56.4	3.6	421	746
徳島	1.68	0.01	57.8	2.0	201	348
香川	1.75	0.04	60.0	△0.1	397	662
愛媛	1.71	0.07	50.8	2.6	401	789
高知	1.98	0.10	56.4	0.9	241	427
福岡	1.69	0.06	49.9	0.8	1,435	2,877
佐賀	2.13	△0.03	69.4	1.3	318	458
長崎	2.08	0.04	57.0	△1.1	437	766
熊本	1.97	△0.03	54.4	△2.1	535	983
大分	2.10	0.10	58.7	△0.4	385	656
宮崎	1.96	0.02	65.2	4.1	399	612
鹿児島	1.92	△0.01	59.7	△1.6	540	905
沖縄	1.95	0.15	57.7	1.9	403	698

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……………
 - 一般の民間企業 …………… 1. 8 %
（56人以上規模の企業）
 - 特殊法人等 …………… 2. 1 %
〔労働者数48人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 1 %
（48人以上規模の機関）
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 0 %
（50人以上規模の機関）

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

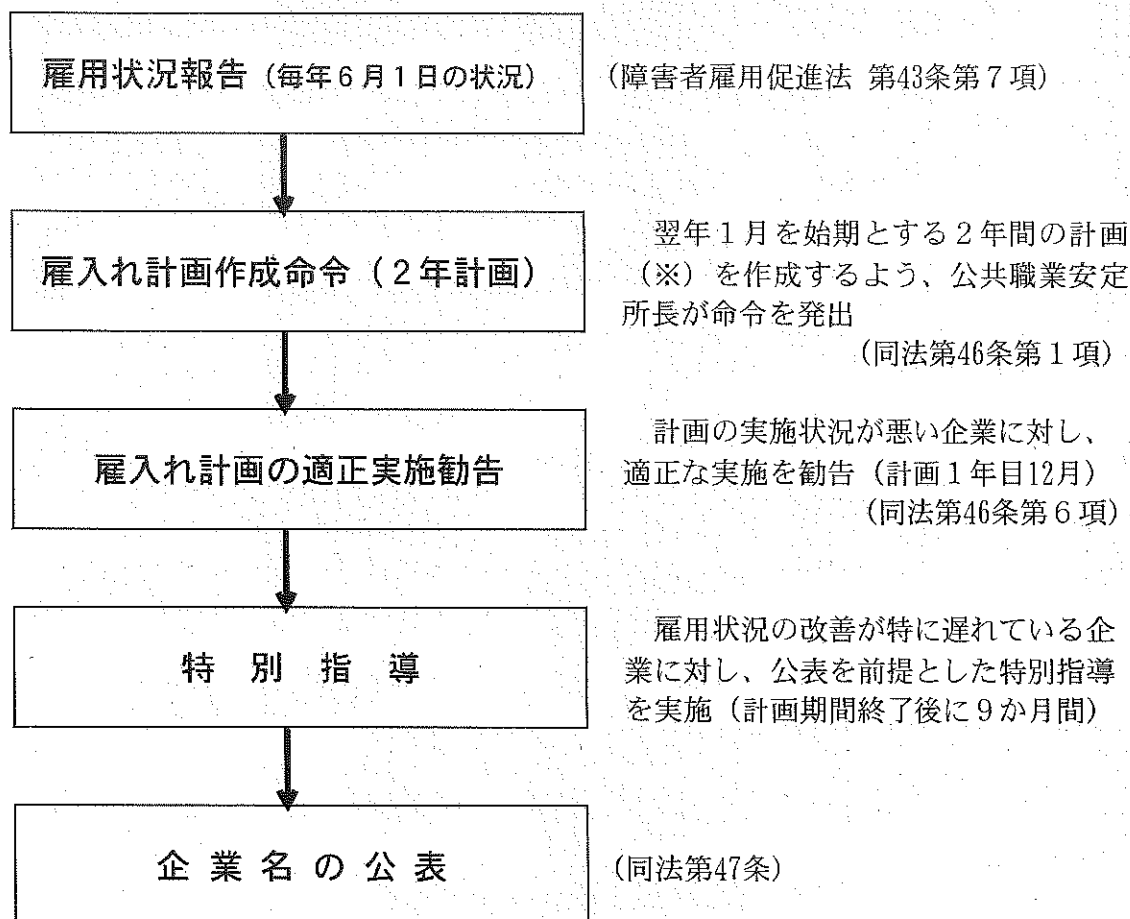
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 法定雇用率については、平成25年4月1日に改定することとしており、それぞれ、一般の民間企業：1.8%→2.0%、特殊法人等、国、地方公共団体：2.1%→2.3%、都道府県等の教育委員会：2.0%→2.2%となる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績 (全国)〕

○ 平成23年度の実績

- * 「雇入れ計画作成命令」の発出 363社
- * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 165社
- * 「特別指導」の実施 80社

○ 雇入れ計画を実施中の企業 980社 (23年度末現在)

○ 企業名の公表

平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、18年度 2社、19年度 3社 (うち1社は再公表)、20年度 4社、21年度 7社 (うち1社は再公表)、22年度 6社 (うち2社は再公表)、23年度 3社 (うち1社は再公表)

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

障害者の雇用状況

茨城労働局職業安定部職業対策課

平成24年6月1日現在の「障害者雇用状況報告」結果概要は次のとおりである。

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率1.8%）

県内に本社を置く従業員規模56人以上の企業を報告対象としたものである。

報告対象は1,200企業で、雇用されている障害者数は4,061.5人、実雇用率は1.59%、雇用率達成企業の割合は51.4%となっている。

以下詳細については、次表のとおりである。

第1表 民間企業における障害者雇用状況

区分 調査日	企業数	法定雇用 障害者数の 算定の 基礎となる 労働者数	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	障害者数 合計 (K+L+ M)	実雇用率	雇用率 達成 企業数	達成企業 の割合
			重度身体 障害者	重度身体 障害者 以外	短時間 重度身体 障害者	短時間 重度身体 障害者 以外	重度知的 障害者	重度知的 障害者 以外	短時間 重度知的 障害者	短時間 重度知的 障害者 以外	精神 障害者	短時間 精神 障害者	身体計 (A×2+ B+C+ D×0.5)	知的計 (E×2+ F+G+ H×0.5)	精神計 (I+L× 0.5)				
平成24年6月1日	1,200	255,831.5	860	1,094	100	118	159	526	27	104	129	73	2,973.0	923.0	165.5	4,061.5	1.59	617	51.4
平成23年6月1日	1,195	251,664.0	855	1,076	83	72	147	491	25	77	88	57	2,905.0	848.5	116.5	3,870.0	1.54	569	47.6

(注1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

(注2 重度身体障害者又は重度知的障害者については、1人の雇用をもって2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてダブルカウントされる。

(注3 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

(注4 平成18年4月1日からは、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）である労働者（短時間労働者は1人をもって0.5人分）も雇用率の対象となった。

第2表 民間企業における規模別障害者雇用状況

区分 規模別	年度	企業数	法定雇用 障害者数の 算定の 基礎となる 労働者数	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	障害者数 合計 (K+L+ M)	実雇用率	雇用率 達成 企業数	達成企業 の割合
				重度身体 障害者	重度身体 障害者 以外	短時間 重度身体 障害者	短時間 重度身体 障害者 以外	重度知的 障害者	重度知的 障害者 以外	短時間 重度知的 障害者	短時間 重度知的 障害者 以外	精神 障害者	短時間 精神 障害者	身体計 (A×2+ B+C+ D×0.5)	知的計 (E×2+ F+G+ H×0.5)	精神計 (I+L× 0.5)				
56～ 100人未満	24年	491	36,097.5	85	138	15	9	10	57	2	14	15	12	327.5	86.0	21.0	434.5	1.20	240	48.9
	23年	495	36,156.0	83	137	15	9	17	59	2	9	9	5	322.5	99.5	11.5	433.5	1.20	225	45.5
100～ 300未満	24年	519	79,587.5	243	363	30	41	31	161	13	39	47	18	899.5	255.5	56.0	1,211.0	1.52	270	52.0
	23年	520	80,835.0	243	364	20	24	34	156	13	31	37	16	882.0	252.5	45.0	1,179.5	1.46	258	49.6
300～ 500人未満	24年	110	37,179.5	125	144	18	11	26	58	5	9	18	10	417.5	119.5	23.0	560.0	1.51	58	52.7
	23年	99	33,209.0	118	129	14	11	19	36	3	7	12	6	384.5	80.5	15.0	480.0	1.45	46	46.5
500～ 1000人未満	24年	46	28,109.0	94	146	12	11	33	63	2	9	19	14	351.5	135.5	26.0	513.0	1.83	31	67.4
	23年	47	28,523.0	97	147	8	6	30	56	2	8	9	17	352.0	122.0	17.5	491.5	1.72	24	51.1
1000人 以上	24年	34	74,858.0	313	303	25	46	59	187	5	33	30	19	977.0	326.5	39.5	1,343.0	1.79	18	52.9
	23年	34	72,941.0	314	299	26	22	47	184	5	22	21	13	964.0	294.0	27.5	1,285.5	1.76	16	47.1
合計	24年	1,200	255,831.5	860	1,094	100	118	159	526	27	104	129	73	2,973.0	923.0	165.5	4,061.5	1.59	617	51.4
	23年	1,195	251,664.0	855	1,076	83	72	147	491	25	77	88	57	2,905.0	848.5	116.5	3,870.0	1.54	569	47.6

第3表 民間企業における産業別障害者雇用状況

区分	年度	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	障害者数合計 (K+L+M)	実雇用率	雇用率達成企業数	達成企業の割合
				重度身体障害者	重度身体障害者以外	軽度身体障害者	軽度身体障害者以外	重度知的障害者	重度知的障害者以外	軽度知的障害者	軽度知的障害者以外	精神障害者	精神障害者	身体計 (A×2+B+C+D×0.5)	知的計 (E×2+F+G+H×0.5)	精神計 (I+J×0.5)				
農、林、漁業	24年	2	239.5	1	0	0	0	0	4	0	0	1	0	2.0	4.0	1.0	7.0	2.92	2	100.0
	23年	2	230.0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	0	0.0	4.0	1.0	5.0	2.17	1	50.0
鉱業、採石業、砂利採取業	24年	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0	—
	23年	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0	—
建設業	24年	26	2,861.5	9	13	0	0	0	1	0	0	1	0	31.0	1.0	1.0	33.0	1.15	14	53.8
	23年	27	2,875.5	10	14	0	0	0	1	0	0	0	0	34.0	1.0	0.0	35.0	1.22	14	51.9
製造業	24年	386	82,148.0	327	415	11	13	70	203	6	6	46	4	1,086.5	352.0	48.0	1,486.5	1.81	221	57.3
	23年	396	82,849.5	326	420	9	10	54	202	8	7	27	3	1,086.0	321.5	28.5	1,436.0	1.73	211	53.3
電気・ガス・熱供給・水道業	24年	5	650.0	2	2	0	0	0	0	0	0	1	0	6.0	0.0	1.0	7.0	1.08	2	40.0
	23年	5	648.5	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	7.0	0.0	0.0	7.0	1.08	2	40.0
情報通信業	24年	33	9,322.0	36	46	0	2	0	0	0	0	7	2	119.0	0.0	8.0	127.0	1.36	13	39.4
	23年	36	9,655.5	38	42	3	0	0	0	0	0	7	0	121.0	0.0	7.0	128.0	1.33	9	25.0
運輸業、郵便業	24年	98	16,079.5	40	87	7	5	7	35	0	3	5	2	176.5	50.5	6.0	233.0	1.45	45	45.9
	23年	99	15,745.5	35	83	3	2	7	30	0	4	4	2	157.0	46.0	5.0	208.0	1.32	43	43.4
卸売業、小売業	24年	138	52,254.5	132	156	29	48	50	158	9	55	18	33	473.0	294.5	34.5	802.0	1.53	54	39.1
	23年	136	50,137.5	128	152	28	28	49	148	7	34	11	30	450.0	270.0	26.0	746.0	1.49	52	38.2
金融業、保険業	24年	13	11,054.0	63	45	5	3	0	2	0	1	3	1	177.5	2.5	3.5	183.5	1.66	5	38.5
	23年	11	10,917.5	62	45	4	3	0	1	0	0	2	0	174.5	1.0	2.0	177.5	1.63	4	36.4
不動産業、物品賃貸業	24年	11	1,973.0	6	7	1	0	0	3	0	0	0	1	20.0	3.0	0.5	23.5	1.19	5	45.5
	23年	12	2,148.5	7	6	1	0	0	1	0	0	1	0	21.0	1.0	1.0	23.0	1.07	4	33.3
学術研究、専門・技術サービス業	24年	19	2,586.0	10	10	0	0	1	0	0	0	1	0	30.0	2.0	1.0	33.0	1.28	9	47.4
	23年	13	1,776.0	8	10	0	0	0	0	0	0	1	0	26.0	0.0	1.0	27.0	1.52	8	61.5
宿泊業、飲食サービス業	24年	24	3,120.5	4	3	5	1	1	14	1	5	2	0	16.5	19.5	2.0	38.0	1.22	12	50.0
	23年	18	2,416.0	2	0	4	3	2	9	1	2	1	0	9.5	15.0	1.0	25.5	1.06	5	27.8
生活関連サービス業、娯楽業	24年	41	6,042.0	12	25	3	2	1	9	3	0	6	12	53.0	14.0	12.0	79.0	1.31	19	46.3
	23年	46	6,422.0	11	25	3	1	3	8	5	0	5	11	50.5	19.0	10.5	80.0	1.25	21	45.7
教育、学習支援業	24年	16	2,401.5	12	6	0	0	1	0	0	0	0	0	30.0	2.0	0.0	32.0	1.33	10	62.5
	23年	18	2,781.0	14	9	0	0	2	0	0	0	0	0	37.0	4.0	0.0	41.0	1.47	11	61.1
医療、福祉	24年	257	39,182.0	138	164	18	23	18	65	7	29	17	16	469.5	122.5	25.0	617.0	1.57	152	59.1
	23年	252	37,490.0	132	146	13	13	22	53	4	27	17	9	429.5	114.5	21.5	565.5	1.51	136	54.0
複合サービス業	24年	25	5,724.0	18	18	5	0	2	11	0	1	8	0	59.0	15.5	8.0	82.5	1.44	10	40.0
	23年	29	6,445.0	24	21	4	0	1	8	0	1	4	1	73.0	10.5	4.5	88.0	1.37	10	34.5
サービス業(他に分類されないもの)	24年	106	20,193.5	50	97	16	21	8	21	1	4	13	2	223.5	40.0	14.0	277.5	1.37	44	41.5
	23年	95	19,126.0	56	100	11	12	7	26	0	2	7	1	229.0	41.0	7.5	277.5	1.45	38	40.0
合計	24年	1,200	255,831.5	860	1,094	100	118	159	526	27	104	129	73	2,973.0	923.0	165.5	4,061.5	1.59	617	51.4
	23年	1,195	251,664.0	855	1,076	83	72	147	491	25	77	88	57	2,905.0	848.5	116.5	3,870.0	1.54	569	47.6

第4表 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	法定雇用率未達成企業の数	障害者不足数					未達成企業のうち障害者の数が0人である企業数
		うち1人不足	うち2人不足	うち3人不足	うち4人不足	うち5人以上不足	
計	583	403	110	38	12	20	355
	100.0%	69.1%	18.9%	6.5%	2.1%	3.4%	60.9%
56~100人未満	251	251	0	0	0	0	245
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	97.6%
100~300人未満	249	136	87	22	3	1	107
	100.0%	54.6%	34.9%	8.8%	1.2%	0.4%	43.0%
300~500人未満	52	12	18	10	7	5	3
	100.0%	23.1%	34.6%	19.2%	13.5%	9.6%	5.8%
500~1000人未満	15	2	3	2	1	7	0
	100.0%	13.3%	20.0%	13.3%	6.7%	46.7%	0.0%
1000人以上	16	2	2	4	1	7	0
	100.0%	12.5%	12.5%	25.0%	6.3%	43.8%	0.0%

2 茨城県の機関及び市町村等における雇用状況

都道府県及び市町村等の障害者任免状況通報対象機関（法定雇用率2.1%）は、算定基礎職員数48人以上の機関を対象としたものである。

茨城県の機関の通報対象は4機関で、雇用されている障害者数は143.5人、実雇用率は2.15%、市町村等の通報機関は56機関で、雇用されている障害者数は500.0人、実雇用率は2.29%となっている。

また、都道府県の教育委員会（法定雇用率2.0%）は、算定基礎職員数50人以上の機関を通報対象としたものである。

茨城県教育委員会では、雇用されている障害者数は321.5人、実雇用率は1.93%、不足数は10.5人となっている。

以下詳細については、次表のとおりである。

第5表 県の機関の雇用状況

区分 機関名	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
計	6,659.5 (6,647.5)	143.5 (143.5)	2.15 (2.16)	0.5 (0.0)	は雇用率未達成機関。 ()内は、平成23年6月1日現在の数値。
茨城県知事部局	5,331.5	116.0	2.18	0.0	
茨城県病院局	504.5	11.0	2.18	0.0	
茨城県企業局	190.5	4.0	2.10	0.0	
茨城県警察本部	633.0	12.5	1.97	0.5	

第6表 県教育委員会の雇用状況

区分 機関名	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
茨城県教育委員会	16,648.0 (16,747.0)	321.5 (235.5)	1.93 (1.41)	10.5 (98.5)	は雇用率未達成機関。 ()内は、平成23年6月1日現在の数値。

第7表 各市町村等の雇用状況

区分		①	②	③	④	備考
機関名	法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員数	障害者数	実雇用率	不足数		
計	21,825.0 (22,388.0)	500.0 (521.0)	2.29 (2.33)	5.0 (2.0)		は雇用率未達成機関。 ※()内は、平成23年6月1日現在の数値である。
1	水戸市役所	1,105.0	24.0	2.17	0.0	
2	水戸市教育委員会	339.0	8.0	2.36	0.0	
3	水戸市水道部	120.0	6.0	5.00	0.0	
4	ひたちなか市役所	862.0	18.5	2.15	0.0	特例認定あり。
5	那珂市役所	439.5	9.0	2.05	0.0	特例認定あり。
6	茨城町役場	242.0	7.0	2.89	0.0	特例認定あり。
7	大洗町役場	149.0	3.0	2.01	0.0	教育委員会は48人未満のため調査対象外。
8	城里町役場	169.0	4.0	2.37	0.0	
9	城里町教育委員会	74.0	2.0	2.70	0.0	
10	東海村役場	456.5	9.0	1.97	0.0	特例認定あり。
11	笠間市役所	775.5	17.0	2.19	0.0	特例認定あり。
12	日立市役所	1,167.5	28.5	2.44	0.0	特例認定あり。
13	筑西市役所	760.0	20.0	2.63	0.0	
14	筑西市教育委員会	157.0	5.0	3.18	0.0	
15	結城市役所	318.0	7.0	2.20	0.0	教育委員会は48人未満のため調査対象外。
16	桜川市役所	491.5	7.0	1.42	3.0	特例認定あり。平成24年11月1日時点で2名採用し、障害者数10名、実雇用率2.03%、不足数0人となった。
17	県西総合病院	129.0	2.0	1.55	0.0	
18	下妻市役所	344.0	7.0	2.03	0.0	
19	下妻市教育委員会	134.0	2.0	1.49	0.0	
20	八千代町役場	149.0	4.0	2.68	0.0	教育委員会は48人未満のため調査対象外。
21	土浦市役所	801.0	19.5	2.43	0.0	特例認定あり。
22	つくば市役所	1,169.0	29.0	2.48	0.0	
23	つくば市教育委員会	172.0	3.0	1.74	0.0	
24	かすみがうら市役所	387.5	8.0	2.06	0.0	特例認定あり。
25	阿見町役場	290.0	6.0	2.07	0.0	特例認定あり。
26	古河市役所	792.0	17.0	2.15	0.0	
27	古河市教育委員会	173.5	5.0	2.88	0.0	
28	境町役場	226.0	4.0	1.77	0.0	特例認定あり。
29	五霞町役場	91.0	2.0	2.20	0.0	教育委員会は48人未満のため調査対象外。
30	常総市役所	488.0	11.0	2.25	0.0	特例認定あり。
31	守谷市役所	414.5	8.5	2.05	0.0	特例認定あり。
32	坂東市役所	447.0	9.0	2.01	0.0	
33	坂東市教育委員会	143.5	3.0	2.09	0.0	

区分 機関名	① 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
34 つくばみらい市役所	263.5	5.0	1.90	0.0	
35 つくばみらい市教育委員会	90.0	1.0	1.11	0.0	
36 石岡市役所	602.5	14.0	2.32	0.0	特例認定あり。
37 小美玉市役所	402.0	11.0	2.74	0.0	特例認定あり。
38 常陸大宮市役所	452.0	11.0	2.43	0.0	特例認定あり。
39 常陸太田市役所	382.0	13.0	3.40	0.0	
40 常陸太田市教育委員会	111.0	3.0	2.70	0.0	
41 大子町役場	206.0	7.0	3.40	0.0	教育委員会は48人未満のため調査対象外。
42 龍ヶ崎市役所	484.5	11.0	2.27	0.0	特例認定あり。
43 取手市役所	523.0	13.0	2.49	0.0	
44 取手市教育委員会	109.0	3.0	2.75	0.0	
45 牛久市役所	347.0	8.0	2.31	0.0	特例認定あり。
46 稲敷市役所	403.0	9.0	2.23	0.0	特例認定あり。
47 利根町役場	158.0	3.0	1.90	0.0	特例認定あり。
48 河内町役場	115.0	4.0	3.48	0.0	教育委員会は48人未満のため調査対象外。
49 美浦村役場	125.0	2.0	1.60	0.0	教育委員会は48人未満のため調査対象外。
50 高萩市役所	275.5	6.0	2.18	0.0	特例認定あり。
51 北茨城市役所	471.0	8.0	1.70	1.0	特例認定あり。
52 鹿嶋市役所	653.0	16.0	2.45	0.0	特例認定あり。
53 潮来市役所	276.5	8.0	2.89	0.0	特例認定あり。
54 神栖市役所	613.0	15.0	2.45	0.0	特例認定あり。
55 行方市役所	372.5	7.0	1.88	0.0	特例認定あり。
56 銚田市役所	413.5	7.0	1.69	1.0	特例認定あり。平成24年11月9日時点で1名採用し、障害者数8名、実雇用率1.92%、不足数0人となった。

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数を切り捨て）から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。
- 4 特例認定とは、市町村部局及び教育委員会等機関の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に限り、特例的に、教育委員会等機関に勤務する職員を当該市町村部局に勤務する職員とみなすものである。

3 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.1%）

県内に本部を置く算定基礎労働者数48人以上の機関を対象としたものである。
報告対象は17機関で、雇用されている障害者数は569.0人、実雇用率は2.38%となっている。
以下詳細については、次表のとおりである。

第8表 独立行政法人等の雇用状況

機関名		区分		① 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる労働 者数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
計				23,952.0 (23,726.5)	569.0 (560.5)	2.38 (2.36)	1.0 (0.5)	は雇用率未達成機関。 ※()内は、平成23年6月1日現在の数値である。
1	(独)建築研究所			139.0	4.0	2.88	0.0	
2	(独)国際農林水産業研究センター			308.5	7.0	2.27	0.0	
3	(独)国立環境研究所			684.0	16.0	2.34	0.0	
4	(独)産業技術総合研究所			4,521.0	99.0	2.19	0.0	
5	(独)種苗管理センター			308.5	9.0	2.92	0.0	
6	(独)森林総合研究所			1,206.5	35.5	2.94	0.0	
7	(独)土木研究所			580.0	12.0	2.07	0.0	
8	(独)日本原子力研究開発機構			4,389.5	100.0	2.28	0.0	
9	(独)農業環境技術研究所			289.0	6.0	2.08	0.0	
10	(独)農業・食品産業技術総合研究機構			3,985.5	88.0	2.21	0.0	
11	(独)農業生物資源研究所			708.5	14.5	2.05	0.0	
12	(独)物質・材料研究機構			1,174.0	26.0	2.21	0.0	
13	(独)防災科学技術研究所			246.5	4.0	1.62	1.0	
14	(国)茨城大学			594.0	15.0	2.53	0.0	
15	(国)筑波技術大学			153.0	22.0	14.38	0.0	
16	(国)筑波大学			3,739.5	88.0	2.35	0.0	
17	(大学共同)高エネルギー加速器研究機構			925.0	23.0	2.49	0.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数を切り捨て）から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。

平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。
事業主の皆さまは、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8% ⇒	2.0%
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	2.2%

障害者雇用率制度とは・・・

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者*の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者*の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。
※失業中の人も含みます。

ご注意！ 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から**50人以上**に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者*を選任するよう努めなければなりません

※障害者雇用推進者の業務

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
- ・ 障害者雇用状況の報告
- ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出 など



障害者雇用 Q&A

Q1. なぜ障害者雇用を進める必要があるのでしょうか？

A1. 障害者雇用を進めていく根底には、「共生社会」実現の理念があります。障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めることが重要です。

なお、障害者雇用率制度に基づく雇用義務を履行しない事業主は、法律に基づき、雇入れ計画作成命令などの行政指導を受けるとともに、その後も改善が見られない場合、企業名が公表されます。

Q2. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？

A2. 「障害者に向いている仕事」「向いていない仕事」というものはなく、一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職までさまざまな職種で雇用されています。

(参考)障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

Q3. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A3. 障害者雇用納付金制度※においても、平成25年4月1日から新しい法定雇用率が適用されます。従って、平成26年4月1日から同年5月15日までの間に申告していただく分（平成25年4月から平成26年3月までの申告対象期間）から新しい法定雇用率で算定していただくこととなります。

※ 障害者雇用納付金制度とは…

法定雇用率を下回っている事業主（従業員200人超）から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金を支給する制度です。

障害者を雇用するには、作業施設・設備の改善や職場環境の整備など、経済的負担が伴います。この納付金制度は、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的としています。

Q4. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A4. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、さまざまな支援制度をご利用いただけます。まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

<利用可能な支援の例>

○障害者雇用に関する各種相談、職業紹介 → ハローワーク

○職場定着支援、事業主への助言 → 地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター

○各種助成金 → ハローワーク、高齢・障害・求職者雇用支援機構

(参考)厚生労働省ホームページ

トップページ「分野別の政策」>雇用・労働 >雇用 >施策情報「障害者雇用対策」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク